

平成二十一年六月九日受領
答弁第四七四号

内閣衆質一七一第四七四号

平成二十一年六月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居の実情等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居の実情等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成十七年十月二十八日内閣衆質一六三第二三号）五及び十二から十七までについてでお答えしたとおり、自宅に外国人を招き会食する等の外交活動は、在外職員の日常の職務と密接に関連しており、定量的に示すことが困難であるため、その頻度及び回数についてお答えすることは困難である。

四及び六から九までについて

先の答弁書（平成十七年十月十八日内閣衆質一六三第一〇号）7についてでお答えしたとおり、在外職員の住居は、自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること、比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たすことが望ましいと考えており、在外職員の住居は、そのような観点から決められていると認識している。

五について

在外公館の警備対策及び相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。